

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十七年五月二十六日から同年九月二十八日まで奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するように提出してください。

平成二十七年五月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称（仮称）東生駒商業施設  
所在地 生駒市東生駒二丁目二〇七番九ほか一〇筆
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
Kカンパニー株式会社	井口 祥宏	奈良市高天市町四九番三号
株式会社光洋	平田 炎	大阪市西区北堀江四丁目四番八号
株式会社なかや	中谷 昌司	生駒市東菜畑一丁目三一四番地

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
株式会社関西ケーズデンキ	杉本 正彦	茨城県水戸市柳町一丁目一三番二〇号

株式会社光洋	平田 炎	大阪市西区北堀江四丁目四番八号
株式会社ハークスレイ	青木 達哉	大阪市北区鶴野町三番一〇号

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年一月十六日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

六、一七〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 二七〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 一一一台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 一七八・七平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 届出書添付図面記載のとおり

容量 三五・〇九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社関西ケーズデン キ	午前七時	午後十一時

株式会社光洋	午前七時	午後十一時
株式会社ハークスレイ	午前七時	午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後十一時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

八 届出年月日

平成二十七年五月十五日

九 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター及び生駒市環境経済部経済振興課

十 縦覧期間

平成二十七年五月二十六日から同年九月二十八日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する祝日を除き  
ます。

十一 縦覧時間

午前九時から午後五時まで